

令和7年6月 18 日

広島県公立大学法人
理事長 鈴木 典比古 様

広島県公立大学法人

監 事 池上 忍



監 事 金本 善行



監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、広島県公立大学法人（以下「本法人」という。）の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

令和6年度監事監査計画に基づき、役員会その他主要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。

また、財務に関する状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行うとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要及び結果について報告ならびに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び純資産変動の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と本法人との利益相反取引は認められません。
- (6) 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上